

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 これまでの対応の経緯（令和4年1月～現在）

1月9日（日）	2月20日までを期限として、広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置が実施される。
1月14日（金）	市内及び市立学校での感染拡大傾向に鑑みて、市立学校に対して、感染拡大防止措置の徹底について通知を发出。
1月20日（木）	神奈川県に対する1月21日からのまん延防止等重点措置の実施決定を受けて、市立学校の教育活動について通知を发出。
1月21日（金）	神奈川県に対して、2月13日までを適用期間として、まん延防止等重点措置が実施される。
2月10日（木）	神奈川県に対するまん延防止等重点措置について、3月6日までの期間延長が決定される。
2月14日（月）	まん延防止等重点措置の期間延長を受けて、市立学校の教育活動について通知を发出。
3月4日（金）	神奈川県に対するまん延防止等重点措置について、3月21日までの期間延長が決定される。
3月7日（月）	まん延防止等重点措置の期間延長を受けて、市立学校の教育活動について通知を发出。

2 市立学校の感染状況等（令和4年1月以降、令和4年3月9日まで）



令和4年1月以降、令和4年3月9日現在の教職員の感染者はこれまでに1,499人、児童生徒の感染者は21,862人です。なお、児童生徒及び教職員の感染者はいずれも無症状又は軽症です。

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増しておりましたが、直近の2週間は高止まりの状況となっています。

また、令和4年3月9日現在、市立小・中学校で学級閉鎖(一般学級)は51学級となっています。

3 学級閉鎖等の考え方・休業時の学習保障

(1) 学級閉鎖の考え方

社会機能の維持と感染拡大防止措置の両立を実現するため、学級単位の行動を徹底したうえで、原則学級閉鎖のみとして、学年閉鎖や休校についてはできるだけ行わない取扱いとしています。2月9日以降、現在は同一学級において、直近3日間において次の①～③のいずれかの条件に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3日間程度、学級閉鎖等休業の措置としています。

- ① 3人以上の児童生徒の陽性が判明した場合
- ② 2人の児童生徒の陽性が判明するとともに、複数人に発熱等風邪症状・濃厚接触者があり、両者の合計が学級の在籍者数の15%を上回った場合
- ③ その他教育委員会が必要と判断した場合

なお、学年閉鎖、学校全体の臨時休業については、学年内、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合において、1学級当たりの児童生徒の数や当該学年の学級数、校内における児童生徒の活動範囲などの実情を踏まえ、教育委員会で検討を行い、総合的に判断しています。

(2) 学習保障

学級閉鎖等となった場合は、一人一台端末を持ち帰り、健康観察やオンライン学習で活用しています。学校からは基本的に、ロイロノート・スクールやGoogle Workspace for Educationを活用した課題の提示や送付を行っています。

具体的には、教育委員会で作成した「学習動画パッケージ」や「はまっこ学習デジタルドリル」の組み合わせや、学習支援ソフト「デキタス」を活用した学習、「NHK for School」を視聴して課題に取り組む学習、教科書の音読をロイロノート・スクールで提出するといった学習など、子どもの発達段階や教科の特徴にあわせた取組となっています。

また、学校のオンライン学習に対する取組が基本となっていることや、学校によっては朝学活をGoogle Meetで行うこと、1日を4校時に分けてオンライン授業を行うなど、子どもの生活リズムを壊さないような取組がされています。

4 まん延防止等重点措置期間中の教育活動等

1月21日から現在も引き続き、神奈川県が「まん延防止等重点措置(以下、「重点措置」という。)」の対象となっています。市立学校においては、当該期間中、神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、主に次の内容により教育活動を実施しています。

(1) 感染拡大防止措置の徹底

「横浜市内立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び以下に挙げる感染拡大防止措置等に留意しながら、教育活動を継続しました。

- 健康観察の徹底
 - ・日頃からの注意深い健康観察、僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診
 - ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診
- 手洗い、活動中は原則としてマスクの着用を徹底、マスクの正しい着用、3密の回避等の基本的な対策の徹底
- 学校教育活動は、原則として学級単位で行う
- マスクをしても、近距離の会話や、換気の不十分な環境で長時間同室にいる場合などは感染リスクがあることから、相互の距離の確保(1m以上)、狭い空間での活動・会議等の回避、実施時の換気徹底が重要

(2) 感染リスクの高い活動の一時的停止

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせました。

(3) 部活動

神奈川県からの要請を受け、重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしました。原則、マスクを着用して活動することとしますが、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえでマスクを外すなど、適切な指導のもとに活動しています。

また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に1人でも陽性者が出た場合、原則として、当該部の活動を3日間程度控えることとしました。

各学校では継続して、屋内において換気の悪い空間とならないよう換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと、着替えや休憩の際の帰り道等での飲食禁止や手洗い・マスク着用の徹底など、一層の感染症対策に取り組んでいます。

- ア 中学校(義務教育学校後期課程)、小学校(特設クラブ)**
○週4日以内(土日祝日含む)、平日は2時間以内(その後は完全下校)、土日祝日は3時間以内で活動
○重点措置期間は、「朝練習」「他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習」等の実施見合わせ(大会等は県・関東・全国大会及びそれに繋がる大会のみ参加可)
- イ 高等学校・附属中学校**
○週4日以内、平日のみ90分程度で活動、原則として校内での活動
○当面の間、「土日祝日の活動」「朝練習」「他校との合同練習、遠征や泊を伴う練習」等の実施見合わせ(大会等の14日前以降、怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合等の対外活動可)
- ウ 特別支援学校**
中学校及び高等学校の取扱いに準じるものとして、生徒の障害の状態等に合わせて実施。

(4) 学校行事

ア 遠足(旅行)・集団宿泊的行事

神奈川県教育委員会からの要請により、重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止としました。また、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止としました。

なお、12月補正予算の成立を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した修学旅行のキャンセル料等を公費にて負担する「修学旅行等支援事業」の執行手続きを進めています。

イ 卒業式

学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施しています。

- 予行などの事前練習を少なくする
○式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する(祝辞の割愛又は時間短縮等)
○感染予防の徹底
- ・適切な距離を保ち座席を設定する。(できるかぎり2m(最低1m))
 - ・事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。
 - ・歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。
 - ・式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。
 - ・保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や陽性者が発生した場合に学校に連絡することをお願いするなど徹底する。

(5) 学校開放

学校開放については、重点措置の趣旨を踏まえ、文化・スポーツクラブと実施の可否について十分に検討を行います。

実施する場合は、活動の終了時刻を21時として、校庭、体育館、武道場での活動にあたっては、運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、周囲の人と可能な限り距離を空けるとともに、原則、マスクを着用して活動します。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とします。

なお、大声での発声を伴うコーラス、歌唱、管楽器の演奏等は当面不可としています。また、他団体との試合や合同練習については、活動場所の密集を避けるため、当面不可としています。

5 市立学校教職員への新型コロナワクチン追加接種

新型コロナワクチン追加接種は、2回目のワクチン接種日から6か月以上経過した方に、順次、居住地の市町村から接種券が送付され、医療機関等で個別接種を受けられるようになっています。

2月中旬から、横浜市内在住の教職員は、本市の集団接種会場(2か所)の優先接種で、市外・県外在住を含む教職員は、神奈川県の医療従事者・高齢施設等従事者向けの大規模接種会場での接種が可能になりました。

また、地域企業(株)ディー・エヌ・エー様の職域接種を拡大し、本市教職員も対象としていただきました。3月中の土曜日や春季休業期間に6日間実施しています。このような取組により、4月からの新学期までに、希望する教職員に対してできる限り多く接種できるようにいたします。

【参考】教職員向けワクチン接種のイメージ図

	全教職員	
	市内在住者	市外在住者
小学校 ※	市の実施する『集団接種』(2/16~3/16)	県の実施する『大規模接種』(2/15~3/22予定) ※場所：新横浜国際ホテルマナーハウス(南館) ※ワクチン：武田/モデルナ社 ※優先枠：約4万人(他の職種も含む) ※市内在住・市外在住ともに予約可能
中学校 ※	※場所：集団接種会場2か所(保土ヶ谷会場(2/16~3/16)、関内第2会場(2/16~2/28))	
高等学校	※ワクチン：武田/モデルナ社 ※優先枠：約1万人(保育所等を含む) ※市内在住者のみ	地域企業(DeNA)による『職域接種』(3/5、3/12、3/19、3/26、3/27、3/30) ※場所：花咲ビル ※ワクチン：武田/モデルナ社 ※優先枠：約1万人(保育所等を含む) ※市内在住・市外在住ともに予約可能
特別支援学校		

※義務教育学校を含む ※医療機関での個別接種など、上記以外でもワクチン接種は可能です。

6 今後の対応

感染力の非常に強い株の影響により、1月以降、感染が急拡大しておりますが、市立学校においては、活動の単位を最小である学級に限定し、エッセンシャルワーカー等への影響など、社会機能の維持を図りつつ、学びの保障や「居場所」の確保の観点から、より必要な範囲、期間に限定した学級閉鎖を行いながら、様々な感染拡大防止措置を徹底したうえで、慎重に教育活動を継続しています。

今後も引き続き、児童生徒の健康と安全を最優先として、国、県の動向を注視しつつ、より効果的な措置を講じる必要があると判断した場合には、柔軟に対応するなどして、慎重に取り組んでまいります。